（別紙）

申請要件の該当状況について

　次の全てに該当している。

⑴　住民票を移す直前の10年間のうち、通算５年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内に通勤していたこと。

⑵　住民票を移す直前に、連続して１年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内に通勤していたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す３月前までを当該１年の起算とすることができる。）。

⑶　前２号の在住期間を算定する場合において、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も修業年限を上限（ただし、高等専門学校にあっては２年を上限）として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

※東京圏：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

　　　※条件不利地域：次に掲げるいずれかの指定区域を含む市町村をいう。

　　　　　　　・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

　　　　　　　・山村振興法　　・離島振興法

　　　　　　　・半島振興法　　・小笠原諸島振興開発特別措置法

　　　　　　　・平成22年から令和２年の国勢調査の人口減少が10％以上の市町村

⑷　申請日において、転入後１年以内であること。

⑸　支援金の申請日から５年以上、本市に継続して居住する意思を有していること。

⑹　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

⑺　日本人であること、又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

⑻　申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として支援金を受給していないこと。（ただし、支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、５年以上経過し、18歳以上となり、兵庫県及び市が認める場合を除く。）

⑼　関係人口の場合は、次に掲げる支給対象者要件＜項目１＞及び地域の担い手確保の要件＜項目２＞の各項目のそれぞれにおいて、いずれかに該当すること。

＜項目１＞

　　（ア）過去に２回以上、南あわじ市へのふるさと納税をしていること。

　　（イ）過去に南あわじ市の住民基本台帳に記載があること。

＜項目２＞

（ア）農林水産業に就業する者

（イ）伝統芸能及び地場産業（淡路人形浄瑠璃、淡路瓦、淡路手延べ素麺など）に就業する者

（ウ）介護士又は看護士として就業する者

（エ）保育士として就業する者

（オ）淡路島観光協会に所属する施設に就業する者

（カ）運輸業又は運送業の運転手として就業する者

（キ）家業（親元等の農業経営、店舗、町工場など）に就業する者